

1 - (1) 景観整備機構に係る寄付金控除制度の創設等，
景観行政を更に推進するための新たな制度の創設
(国土交通省)

京都市では，全国に先駆けて（財）京都市景観・まちづくりセンターを景観法に基づく景観整備機構に指定し，専門家の派遣，情報提供，相談業務等の各種事業を実施することにより，より良好な景観形成を推進しております。また，本年 9 月には，同財団に「京町家まちづくりファンド」を創設しました。このファンドでは，昨年 12 月の要望を通じて創設された「住民参加型まちづくりファンド」の制度を活用するとともに，個人又は法人からの寄付金を募り，京町家の外観改修等に対する助成を行い，景観重要建造物の指定につなげて参ります。しかしながら，対象となる京町家が多いため，ファンドの規模の拡大が不可欠です。そこで，寄付の受入の促進を図るために景観整備機構への寄付金に対する控除制度等の創設，及び国としての支援の充実を提案・要望します。

また，現在，京都市においては，京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物に対する修理・修景に対する補助を行っており，今後，これらの建造物を景観法に基づく景観重要建造物に移行するとともに，新たな指定を積極的に行って参ります。しかしながら，景観法には，修理・修景の助成制度が設けられておりません。つきましては，歴史的・伝統的な建造物の適切な保全に取り組む地方自治体に対する特別な財政措置を提案・要望します。

更に，景観法では，「景観行政団体は，景観重要建造物の増築，改築等の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して，通常生ずべき損失を補償する」と規定されています。京都市においては，補償をしなければならない事態が多く生じることが予想されます。そこで，歴史的な町並み景観の保全の実効性を確保するために買取り等を含めた損失の補償を実施する地方自治体への財政措置を提案・要望します。

提案・要望事項

- 1 景観法に基づく景観整備機構への寄付金に対する控除制度の創設，及び国としての支援の充実
- 2 景観重要建造物その他歴史的・伝統的な建造物の適切な保全に取り組む地方自治体に対する特別な財政措置
- 3 景観法に基づき景観行政団体が行わなければならない景観重要建造物に係る買取り等を含めた損失の補償を実施する地方自治体への財政措置

主な要望先：国土交通省（都市・地域整備局都市計画課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL075-222-3473

都市計画局 都市景観部 景観企画課長 江田頼宣 TEL075-222-3396

<京都市の取組・現状>

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区等助成事業

平成 13 年度実績	37 件	39,700 千円	予算額	40,000 千円
平成 14 年度実績	33 件	39,400 千円	予算額	40,000 千円
平成 15 年度実績	46 件	49,300 千円	予算額	50,000 千円
平成 16 年度実績	31 件	49,300 千円	予算額	50,000 千円
平成 17 年予算額		60,000 千円		

内容：建物の外観を維持又は向上させるための修理の補助金